

第百九十二回国会 衆議院 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録 第七号

平成二十八年十月二十五日(火曜日)

午前九時四分開議

出席委員

委員長 塩谷 立君

理事 うへの賢二郎君

理事 菅原 一秀君

理事 森山 裕君

理事 あべ 俊子君

池田 道孝君

加藤 寛治君

黄川田仁志君

坂本 哲志君

武村 展英君

中川 郁子君

ふくだ峰之君

福山 守君

前川 恵君

山本ともひろ君

稲津 久君

真山 祐一君

松浪 健太君

江藤 拓君

西村 康稔君

上田 勇君

赤澤 亮正君

大西 宏幸君

勝沼 栄明君

北村 誠吾君

武部 新君

寺田 稔君

中村 裕之君

福田 達夫君

古川 康君

宮川 典子君

渡辺 孝一君

岡本 三成君

小沢 鋭仁君

武村 展英君

内閣府大臣政務官

参考人

(公立大学法人奈良県立医

科大学医学部公衆衛生学講

座教授)

参考人

(慶應義塾大学総合政策学

部教授)

衆議院調査局環太平洋パ

ートナーシップ協定等に関す

る特別調査室長

委員の異動

十月二十四日

田村 貴昭君 笠井 亮君

同月二十五日

辞任

中川 康洋君 真山 祐一君

同日

辞任

真山 祐一君 中川 康洋君

補欠選任

中川 康洋君

本日

の会議に付した案件

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求め

るの件(第百九十四回国会条約第八号)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に

関する法律案(内閣提出、第百九十四回国会閣法第四七号)

塩谷委員長

これより会議を開きます。

第百九十四回国会、内閣提出、環太平洋パート

ナーシップ協定の締結について承認を求めるとの件

及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う

関係法律の整備に関する法律案の両案件を議題と

いたします。

本日は、両案件審査のため、参考人として、公

立大学法人奈良県立医科大学医学部公衆衛生学講

座教授今村知明君、慶應義塾大学総合政策学部教

授渡邊頼純君、以上二名の方々に御出席をいただ

いております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いた

だきまして、まことにありがとうございます。参

考人各位には、食の安全等につきまして、それぞ

れのお立場から忌憚のない御意見を述べたいだ

き、審査の参考にしていきたく存じます。よろ

しくお願い申し上げます。

それでは、議事の順序について御説明申し上げ

ます。

まず最初に、参考人各位からお一人十五分程度

で御意見を述べたいと存じます。委員からの

質疑にお答えいただきたいと存じます。委員の質

疑時間は限られておりますので、お答えはできる

だけ簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は

その都度委員長の許可を受けることとなっております。

また、参考人は委員に対して質疑すること

はできないことになっておりますので、あらかじめ

御承知をお願いいたします。

それでは、まず今村参考人をお願いいたしま

す。

○今村参考人 平成十九年より奈良県立医科大学

で公衆衛生を研究しております今村と申します。

本日は、このような意見陳述の機会をいただき

ましたこと、心から感謝を申し上げます。

私は、日ごろ大学で食品保健や健康政策、医療

政策などを研究している者でございます。その

ようなことから、公衆衛生、食品保健にかかわる

問題ということで、きょうお声をかけていただい

ただと理解しております。

まず、意見陳述の最初に、私が考える食品の安

全の考え方についてお話しできればと思えます。

食品にリスクがどのようにあるかということ

でございますけれども、まず、全ての食品にはリス

クがございます。ゼロリスクという食品はござい

ません。例えば発がん性というものを考えてみて

も、発がん性の強い物質と弱い物質がありますけ

れども、全てのものに発がん性の可能性がありま

す。したがって、リスクそのものを食品は

持っているというふうにご考えていただきたいと思

います。

では、ゼロリスクを目指すのであれば何が起る

かという、食べることをやめるしかないわけ

で、食べることをやめると、当然死んでしま

う。すると、どちらのリスクをとるかということ

になります。

では、リスクをとるとなったときに何ができる

かということを考えていきますと、リスクを最小

限に抑えるということが唯一の方法でございま

す。この唯一の抑える方法として、今、国際的に

考えられているのがリスク評価という考え方でご

ざいまして、このリスク評価は三つの概念から成

り立ちます。一つはリスク評価、そして一つがリ

スク管理、一つがリスクコミュニケーション

です。

これは、まず、リスク評価は、科学的にどんな

リスクがあるかということを徹底的に見ようとい

うのがリスク評価。そして、科学的に評価したも

のを、極力リスクを抑えようというのがリスク

管理。それでもリスクは残ります。では、リスク

が残った部分についてどうするかということ、こ

のリスクコミュニケーションという概念で、このリ

スクが残りますけれどもよろしいですかというこ

とを合意を取りつけるという、この三つの概念の

もとに食品の基準などを決めてはどうかというこ

とが国際的に言われているわけでございます。

したがって、このリスク評価という新しい

概念に基づいて、今、世界じゅうが動いていると

いう状況であります。

そこで、我が国の食品安全の今の仕組みを振り

返つてみますと、今からもう十五年ぐらい前

でしょうか、牛乳の食中毒事件があったり、BSE

の事件があったり、国民の食品に関する関心が非

常に高まった時期がございました。その時期に、

その高まりにこたえるべく、食品安全基本法とい

う法律が施行されて、その中で、我が国の食品安

全もこのリスク分析の考え方に基づいて行な

いうことが法律の中に定められたというふうに理解しております。

この食品安全基本法の中には、国で基準を決めていく際にはリスク分析の考え方を必ず使うこと、そして、このリスク分析の際には最新の科学をもとに評価を行っていくことが定められております。それに基づきまして食品安全委員会という組織が立ち上がりまして、これは厚生省や農水省といったリスク管理機関とは独立した、科学的に食品のリスクを評価する機関として新しくつくられたわけでございます。この評価に基づいて、食品のリスク管理機関である厚生省や農水省が実際に基準を定めたり監視をしたりということをしている、そのような関係になっていると思っております。

その意味では、まさに我が国も、このリスク分析の考え方に基づいて制度がつけられて、組織がつけられているという状況であります。

これは海外でも同じような仕組みがつけられておりまして、例えばEUですと、EFSAというリスク評価機関が外部にございまして、そのもとに食品の基準がつけられているという状況がございいます。

では、国際的に見たときに、食品の安全基準というのはいかに定められているかということを考えていきますと、今、FAOとWHOが共同でコーデックスという国際規格基準委員会をつくっております。この国際規格基準委員会が世界的に見たときに食品の基準を定めているということでございます。

今、日本の食品の事情を見たときに、国内で食品がつけられる率というのは四割、海外から六割が輸入食品として入ってきているという状況です。海外の食品を日本で安全に食べるための仕組みという意味でも、国際的に合意が得られた基準があつて、それに基づいて輸入が行われるという仕組みづくりは重要であるというふうに考えております。

その意味では、このコーデックスの役割は非常

に大きくて、コーデックスで定められた基準に基づいて、日本を初め各国が輸入食品の基準を定め、それに基づいて安全性を確保しているという状況がございいます。

コーデックス自身も、先ほどお話ししましたリスク分析の考え方に基づいて実施されております。そこで科学的な評価機関はJECFAなどの専門家会議などがありまして、そこでリスク評価したものをコーデックスでも国際基準として定めているというふうに考えております。

TPPとの関係で申しますと、TPPの中では、WTOの中のSPS協定を遵守するものであれば、各国の基準の差というのは認める内容になったというふうに理解しております。

このSPS協定というのはどういふものかと申しますと、十分な科学的根拠に立脚して措置を行うこと、そして、原則国際基準に基づいて措置を実施することが定められているものでございまして、このSPS協定の言うところの国際基準は、先ほど申し上げましたコーデックス基準でございいます。したがって、コーデックス基準に基づいて基準をつくっている分には、その内容について変更することは必要がないものになっているというふうに理解しております。

これまで、我が国ではリスク評価を科学的な基準で独立した機関が行っているということも考えますと、まさにSPSが求めている基準を我々の国は持っている、それに基づいて食品の基準などが定められておりますので、SPS協定にのつた規格基準であるということを考えていけば、コーデックスとも合っているということを考えていけば、このTPPの枠組みの中で、ほとんど食品の基準に関しては影響を受けないのではなからうかというふうに考えております。

今後、我が国でもSPS協定に基づいて規格基準が定められていくと思ひますし、コーデックスの基準も遵守しながら進めていくと思ひますので、今の食品安全委員会でリスク評価を科学的にする仕組みと、そして、それをもとに厚生省や農

水省といったリスク管理機関が実際の施策を打っていく枠組みがあつて、そして、コーデックスを通じて国際基準との調和を図るというふうな環境があれば、TPPによる影響はほとんどなく、我が国の食品安全の規格基準、そして安全性の監視といったようなものは担保されるというふうに考えております。

簡単でございますけれども、私の意見の表明とさせていただきます。どうもありがとうございます。○塩谷委員長 ありがとうございます。次に、渡邊参考人をお願いいたします。○渡邊参考人 委員長、どうもありがとうございます。

慶應義塾大学の渡邊頼純でございます。きょうは、こういう非常に重要な会議にお呼びくださいまして、まことにありがとうございます。

私の方からも、時間が限られておりますので、十五分ぐらいを頂戴いたしました。TPPの評価、そしてその意義についてお話を申し上げます。

お手元の資料の一枚目、少し図式がございまして、これも何を申し上げたいかと申しますと、世界は、ヨーロッパではEUを中心の一つの経済圏がございいます。

それから、大西洋を渡りましてアメリカに行きますと、北米には北米自由貿易地域、NAFTAがございいます。そして、中米には中米自由貿易地域というのもございいます。さらには、南アメリカ大陸に参りますと、メルコスール、南米共同市場、ブラジル、アルゼンチン等が入つております。そして、アンデスを渡って太平洋側に行きますと太平洋同盟という、これは、メキシコ、コロンビア、チリ、そしてペルー、こういった四カ国が南米におさまして太平洋同盟というのを結んでおります。

そして、太平洋を渡りますと、東アジアにおきましてはRCEP、包括的な経済連携の枠組み

が、ASEAN十カ国とさらに日中韓三カ国、そこに豪州、ニュージー、そしてインドを入れた全部で十六カ国の枠組みができております。

こういうふうな、各地域、欧州地域、米州地域、アジア地域、それぞれ非常に地域統合が活発に行われている、そういう現状がございいます。

そういう中で、特に、地域と地域を結ぶ地域間協力の枠組みとして、おなじみのAPECがございいます。このAPEC、そして、そのAPECの成功を見て、ヨーロッパがアジアとやはりそういう経済協力の関係を結びたいということで、一九九六年からASEMができております。一九八九年からスタートしたAPEC、一九九六年からスタートしたASEM、そして、それに加えて、アメリカとEUとの間でも、トランスアトランティックの経済関係というのがございいます。トランスアトランティック・エコノミック・カウンシルなんて呼んでおります。

非常に興味深いのは、こういう地域間の協力の枠組みから、今では、APECからTPPが出てまいりました。そして、ASEMの枠組みの中からは、日本とEUのEPAが現在交渉中がございいます。間もなくその終結を迎えるのではないかと申されております。そして、アメリカとEUの間では、トランスアトランティックというのがございまして、これは、TIIP、ティーティップと呼んでおります。

このように、地域間の協力の枠組みが、近年では非常に深いFTAの関係を結ぼうとしている、これが非常に重要なこととございいます。

なにかずく我が国日本にとりましては、TPPを通じてアメリカとFTAをやる、そして、日・EUのバイドEUとFTAをやる、そして、RCEPや日中韓の三カ国のFTAで、中国や韓国、ASEANともFTAのネットワークを拡充していくというふうな、戦後日本を考えると、これほど通商政策というものが、日本がある意味インシアチブをとって、日本の利益に沿った形で通商体制を組むというの、やはり歴史の中で

非常にユニークなところに今日日本は来ているというのを改めて申し上げたいと思います。

次の資料の三ページでございと思いますが、そこに若干歴史的な経緯というのを追っております。昨年十月の五日、ないしは日本時間で十月の六日になりますが、TPPの大筋合意ができております。この大筋合意、二〇一五年という年は、まず戦後七十年ということ、戦後七十年にして初めて、アジア太平洋地域に貿易と投資の新たな枠組みができたということは非常に良かったと思います。

もう一つ、日本がガットに入りましたのが一九五五年でございまして。日本が貿易の自由化に向けて歩み出した、その一九五五年から六十年の記念の年にTPPはまとまっております。

そして、次も重要でございまして。プラザ合意、これは一九八五年の九月でございまして。そこから三十年。何でこの三十年が重要かといえますと、まさにその三十年の間に、日本を中心としたアジア地域における生産ネットワーク、バリューチェーンができたからでございまして。

そして、当初はFTAはございませんでした。EPAもございませんでした。日本はこの十年から十五年の間に、このFTA、EPAをいわば網のように、ネットのようにかけて、まさにセーフティーネットとしてこの地域にかけて、プラザ合意以来の日本からの海外直接投資、そして海外直接投資で得られた生産ネットワークというものをより強固なものにするためにこのTPPができたと言って決して過言ではないと思います。

そしてその次は、WTO設立から二十年ということでございます。残念ながら、WTOは二十年たちましたが、ドーハ・ラウンドという交渉は停滞しております。ですから、いわばその真空状態を抜けるためにTPPという大きな合意が得られた、こういうふうに考えていいと思います。

最後に、日・メキシコのEPA発効から十年でございまして。私ども、この時期に、外務省の経済局の参事官として、この日・メキシコEPA

の首席交渉官を務めさせていただきました。

この日・メキシコのEPAというのは、実は、日本にとって二番目の経済連携協定でございます。シンガポールに次いで二件目。しかしながら、真の意味で、農産品が絡んだEPAという意図ではこれが初めてでございます。当時は、豚肉がやはり非常に重要なイシューでございました。食の安全も含めて、この豚肉のイシューがあったわけでございますが、これを日本は乗り越えて、日・メキシコのEPAをまさに二〇〇五年に発効させているわけでございます。

そういうふうな考えてまいりますと、TPPが昨年合意に至ったということはいかに我が国にとつて重要であるかということがおわかりいただけるかと思っております。

一枚くつていただきますと、TPPアトラクタ合意の評価ということで、高いレベルの自由化、これはもう一〇〇%に近い自由化が工業品間税ではなし得たということでございます。

そして次に、新たな通商ルールというふうな書いてございまして、特に国有企業に対する規制、あるいは競争原理の導入ということが図られた、これも非常に大きなことでございます。さらには、WTOで交渉しようとしてなかなかできなかった労働あるいは環境についても一定の規律ができたということも重要でございまして。

それからもう一つ挙げますと、政府調達協定、こちら、実は、WTOの政府調達協定に入っていたTPPの加盟国というのは、我が国を含めましてアメリカとカナダとシンガポール、この四カ国しかございせんませんでした。近年ニュージーランドが入りましたので、十二分の五カ国が現在ではWTOの政府調達協定の署名国ということになります。東南アジアで申しますと、マレーシアやベトナムはこういったWTOの政府調達協定の署名国ではございません。したがって、これまではWTOの政府調達協定の義務に服さなかったわけでございますが、今後はTPPの政府調達チャプターの義務を負うということになります。

一部ではございますけれども、政府調達市場を開放できたというの大きなメリットだと思っております。

ビジネスに優しいルールというのが三つ目でございます。

これは、特に原産地。日本の生産ネットワークは必ずしも、いつも二〇%、三〇%という高い付加価値をASEAN諸国でつけているわけではありませぬ。場合によっては、五%しかない、一〇%しか付加価値をつけていないかもしれない。そういうものであっても、TPPのメンバー国である限りは、それを全部積み上げていって、累積の原則、原産地を累積ルールでもって確定していくということができた。この完全累積制度の導入ができたというのは、日本の生産ネットワークをまさにシームレスにつないでいく上で極めて重要ということになるわけでございます。

そのほかにも、中小企業への配慮でありますとか、最速で六時間で貨物を引き取ることができるといふようなこと、これも非常に大きかったと思っております。

それからまた、食の安全という本日のテーマで申しますと、先ほど既に御説明がございましたように、WTOの植物、動物の検疫をめぐりますPS協定、これを再確認いたしました。偽装された保護主義というものを抑えつつも食の安全を確保するということが実現できたわけでございます。

そこで問われておりますのは、手続の透明性、あるいは説明責任がちゃんと果たされているかということだろうと思っております。これについては、WTOのSPSが発効してもう既に二十年たつておりますが、我が国はこれまでチャレンジされたことはありませぬ。我が国からSPSについてチャレンジしたことはありませぬ。

ですから、そういう意味では、SPSのルールが再度アジア太平洋地域で確認をされたというのは、日本の食の安全にとつても、それは輸入の局面においても輸出の局面においても、極めて意義

が深かった、そのように考えております。一枚くつていただきますと、日本にとつてのメリットということで御説明を申し上げます。

日本にとつては究極の貿易のパートナーたるアメリカとの究極のFTAとしてのTPP、間接的にアメリカと、TPPをもつて日米の自由貿易取り決めができたというふうに申し上げていいのではないかと。それはまた、中国の勃興が著しい中、日米の経済安保ということ、政治、軍事面での日米安保に加えて、経済面での安保ができたというのは非常に良かった、そういうふうな考えます。

それから、先ほど申しましたプラザ合意でできた生産ネットワークというものを、FTA、EPAで、これまで日本は十五件のEPAを発効させることによつて進めてまいりましたが、TPPでさらに包括的に、包摂した形でこれを実現できたというのすばらしいことではないかと思っております。

さらに、このページでいいますと一番最後のところ、つまり、日本の農産品の輸出拡大、このために環境が改善された、SPSが確認されたことは、日本が輸入するときもその規律に服することが求められますが、日本が輸出するときも相手国に対して植物検疫衛生措置というものについて要求をしていくことができます。

ですから、そういう意味では、関税撤廃とあわせてSPSのルールが確認されているというのは大きなメリットであろうかと思っております。

あと二分ぐらいかと思っておりますが、少し急ぎます。

日本政府の交渉についての評価でございます。私どもは、日本はゲームチェンジャーとなったと思っております。TPPでは例外なき関税撤廃ということを言われましたが、日本が入ったことによつて、この例外というのが限定的にせよ認められることになったということは非常に大きかったと思

います。ですから、確かに日本の痛みである農業、そし

てアメリカの痛みあるいはセンシティブティで
ある自動車、このセンシティブティとセンシ
ティブティのトレードオフというのが行われた
わけでございますけれども、ただ、先生方にア
ピールしたいのは、この中で八七%の自動車部
品につきましては関税の即時撤廃がアメリカとの
関係においてとれている、これが非常に大きいわ
けですね。

つまり、アメリカでの生産は現在二百五十万台
超でございます。日本からの対米輸出は百八十万
台にとどまっております。ですから、実はアメリ
カでつくっている生産台数の方が多い。そこで必
要とされる部品について関税撤廃がとれたとい
うのは非常に良かったというふうに思います。

最後でございますけれども、TPP、そういう
ふうに考えてまいりますと、国際政治経済、イン
ターナショナルポリテイカルエコノミーの観点か
らいってもこれは非常に重要である。特に、中国
の台頭、それによって不安定性、不確実性が増し
てきている世界経済、国際貿易におきまして、ま
ずアジア太平洋、GDPの四割を占めるところで
かかるルールができたのは非常に良かったと思
います。

そして、それにとどまりません。中国のこれか
らの発展のモデルにつきまして、TPPは一つ
のモデルあるいはテンプレートというものを示し
ている。中国が中所得国のわなという、大体GD
P一人当たり六千ドルというところを超えること
ができるかどうか、これはまさに中国の近代化、
なかならず国営企業の改革というところにその真
価が問われているわけでございます。

そういうときに、TPPの特に国営企業に対す
る規律の問題のところ、中国がもしこれで受け
入れることができるのであれば、中国の発展モ
デル自体が変わってくる。そういう意味で、中国
にとつてはTPPは非常にチャレンジングではあ
りませぬけれども、何とかTPPに中国が入れるよ
うな環境を日本も協力をしてつくっていくとい
うことが重要であると思えます。

最後に、日本にとりましては、日本がミドルパ
ワーに終わってしまうのか、それとも、やはりグ
ローバルパワーとしてこれからも活躍を続けるの
かというのは、まさにこのTPPにかかっている
ということがございますので、ぜひこのTPPに
ついての御理解を深めていただければと思いま
す。

以上でございます。どうもありがとうございます。
○塩谷委員長 ありがとうございます。
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○塩谷委員長 これより参考人に対する質疑を行
います。
○あべ委員 おはようございます。

今日は、今村先生、渡邊先生におかれまして
は、お忙しい中このTPPの委員会に御出席いた
だきまして、いろいろな御意見をいただきました。
大変ありがとうございます。
特に、食に対する不安、これは私も日常生活
の中で食べていく中、本当に重要な部分だと私は
思っております。特に、フードアیفュンスで有
名でいらつしゃいます今村先生が、今のリスク評
価、管理、またリスクコミュニケーションの重要
性を言っていたこと、また、科学的評価をしっか
りやっていくこと、今のコーデックスにおける基
準を遵守していく、国際基準を守っていく、国内
の食品の安全性についてお話をいただきました。

そうした中、まだまだ食べる側としては不安が
ある。また、食品が本当に安全なのかというこ
ろの透明性、また説明責任の部分に関しては、ま
だまだ国民がわからない部分があるんだと思っ
ております。その点に關しましての今村先生の御見
解をお伺いしたいと思います。

○今村参考人 お答えします。
今御質問いただきましたように、食品のリスク
の評価、管理というのは非常に難しいところがご

ざいまして、私が最初、食品にゼロリスクはない
というお話をしたように、最終的にはリスクが
残ってしまうわけです。ですので、それをいかに
国民の皆さんに理解していただいで、のみ込んで
いただくかというところが一番大きなポイントに
なるというふうに考えております。

リスクをたくさん残せば基準は緩くなつて、リ
スクを減らせば基準は厳しくなる、そのかわり、
例えば輸入食品であればかなりのものが入つてこ
られないなるといふふうな、てんびんの上に成り
立っているというふうな考えております。国民の
側から見れば許容できる範囲であつて、そして、例
えば我が国であれば、輸入に当たつて差しさわり
がない、国民が飢えることがない範囲でちゃんと
確保できるような基準になるところのバラ
ンスをとっていくところが、食品の安全管
理の難しい面でありまして。

したがいまして、国民の皆様が不安に思う部分
が残るといふのはある意味やむを得ないわけであ
りけれども、逆に、その部分に対してちゃんと説明
をしていって理解を得ていく努力をしていくべき
だと思ひますし、また、そのための努力というの
は十年ほど前に比べて格段に進んでいるといふ
うに思ひますので、そういう意味では施策とし
ては進んでおりますし、今後も努力するべきこと
だといふふうに考えております。

○あべ委員 今でも海外から六割の食品を輸入し
ている中、これまでも日本政府はしっかりと食の
安全を守つていくためにやつてまいりました。
もつともつとやらなければいけないことがある
中、TPP、私どもは、この協定の概要に關しま
して、SPS、衛生植物の検疫に關しましては、
特に説明責任の明確化、各国のSPS措置の透明
性の向上を図る内容を規定しているところでもご
ざいます。

国内においては、さらなる強化をしていきなが
ら、この安全基準をしっかりと遵守していく。そ
うした中において、科学的根拠、この部分の研究
をもつともつとしていかなければいけない。ま

た、国際的な科学基準が、必ずしも各国がしつ
かりと国際基準の研究の出し方、根拠によるのか
というところもあると思つております。
こういうことに対しての科学的根拠の研究
ということに關して、ぜひとも御意見をいただ
きたいと思ひます。

○今村参考人 お答えいたします。
食品のリスクに關しての科学的研究、今各国で
も進められておりますけれども、なかなか難しい
面がございます。

それはなぜかと申しますと、食品のリスクとい
うのは科学的に説明が、とられていない部分が大
くさんあるからです。食品の安全性の観点からい
うと、食べ物全体が安全だといふ保証は全くござ
いません。例えばトウモロコシ一つをとつてみ
ても、トウモロコシが安全かどうかといふのは、長
年の食経験で死んだ人が少なかったといふこと以
外に何の保証もありません。各民族で食べてきた
ものの中で死んだ人の少なかったもの上位百品目
を食べているといふような中でございます。

すると、どうやって食品の安全性を評価する
かといふと、今までの食べ物と比べてそんなにリ
スクがあふえているかあふえていないかという観点で
見ていくしかないわけです。これを的確な科学技術
で評価する方法といふのはありませんで、最新の
科学技術を使つてわかるというところまで解明して、
そこから先はわからないという状況であります。

私の知る限り、この食品の分野といふのは最先
端の科学を使つて研究が進んでおりますけれども、
科学の進歩の限界が今まさにリスクを評価す
ることの限界につながつていっているといふふう
に考えております。より一層研究を進めるべきだと考
えておりますけれども、同時に、科学の限界に伴
う評価の限界といふこともあるといふふう
に考えております。

○あべ委員 食の安全に關しましては、体によ
いものと思つていた食品が実は発がん性があつた
り、科学の進化によつて本当に日々刻々と変わ
っていくものだといふふうに理解をしてい

でございます。

こうした中であって、TPPに関しては、食の安全が脅かされるのではないかと不安が国民の中に蔓延しているところがございます。私は本当にこのことに関しては、TPPの戦略的意義、これを渡邊先生が前面に出されておられ、自由で開放的な貿易戦略であるということの中で、このように食の不安だけが前面に出されてきたということに関して、参考人の御意見をお伺いしたいというふうに思います。

○渡邊参考人 あべ先生、どうも御質問ありがとうございます。

やはり食の安全の問題は、実はウルグアイ・ラウンドのときから議論をされてきております。私がこの場に立ちましたのは、実は、一九九四年のウルグアイ・ラウンドが終わった後の参考人意見陳述、WTO特別委員会というのがございまして、その場でお話を申し上げたわけですが、安心と安全の間には非常に大きな距離がございます。やはり今は消費者はみんな安心を求めます。そして、安心を一定程度提供しなきゃいけない、これが多分行政の任務だと思えます。しかし、他方では、安全ということについての基準もござい

ます。ですから、要は、社会が求める安心、これはもうとことん追求されるであろう安心と、そして科学的な根拠に基づいた安全、これを行政的にどうそのつり合いをとっていくかということがポイントで、まさに、先ほど申しましたように、SPS、あるいはテクニカル・バリア・ツール・トレードということで貿易に対する技術的障壁、これも食の安全に関係してくると思えます。といえますのは、表示等がこのTBTになってまいります。ですから、そういうことからいいますと、このSPSもTBTも、実は、食の安全と安心について非常に微妙なバランスをとってきた、そういう協定であると思えます。

そういう中で、これまで日本のSPSについて諸外国から特にチャレンジをされたことがない

いのは、これは日本にとっては安心材料ではないか。つまり、WTOのSPS以上のものがTPPに入ったとすればこれは問題かもしれない。そこはよく精査する必要があるかもしれない。しかし、WTOのSPSというものを再確認した形のものが今回のTPPのSPSチャプターになっておりますので、そういう意味では、WTO以来のこのSPSの経験に鑑み、特にこれは問題なく、むしろ、戦略的なTPPの意義というものを追求していくその差しわりにはならない、こういうふうにご確認を申し上げたいと思えます。

○あべ委員 今回のTPPの議論におきましては、食の安全、安心とともに、日本の農業の問題が出てくるわけがございます。

本当に、今の農業の中で国内の農業が閉塞感に満ちていく中、TPPがどちらの方向に行くのか全くわからない。自分たちの次世代がしっかりと農業を続けていくために、一体何をすべきかという議論が混在しているのだと思っております。海外から既に六割輸入している食品に依存している中、また、中山間地区の農地の方々がこれから自分たちの農業がどうなっていくのかという中、先般も新潟県でトマト農家の若者たちにお会いいたしました。これまでの農業では自分たちの農業はどうなるんだと思っていた中、明るい方向性が見えてきたという話がありました。

今まで、国内で食品を使っていき、また、輸出することも余り前面に出していなかった農業であります。食品の安全性とあわせて、TPPの農業の方向性が不安であるということも意見として聞かれるわけがございますが、やはりここに関しては、日本の経済全体がどうなっていくのか、日本国がどこへ行くのかということとあわせて日本の農業のあり方、食の安全だということに私は考えております。

これにつきまして、渡邊参考人の御意見を伺わせてください。

○渡邊参考人 先生、どうもありがとうございます。まさにきょうはその点を御議論申し上げたいと思つてここにきております。

といいますのは、やはりこれまで、ウルグアイ・ラウンドまでの日本というのは、これ以上輸入するのは嫌だ、そのかわり日本からも輸出もしないから、どうか余り枕元をばたばた歩かないでくれというような形で、輸入に対して制限的な政策を打ってきたかと思えます。

しかし、TPPでは、輸入もふえるかもしれないけれども、それ以上に輸出もふやすというメンタリティーが出てきたと思えます。これは、実際に私どもが、いろいろTPPに対して農家からの不安があったり、あるいは反対があったりして、農家をいろいろ訪れさせていただきまして、長野県の川上村でありますとか、北海道の十勝の方でありますとか。

そうしますと、その中で一つわかってきたことがございまして。それは、これから、TPPでSPSの協定などについて、諸外国、TPPのメンバー国にもしっかりとSPSを守ってもらおうということがある中、日本から、例えば日本の牛肉であるとか豚肉であるとかミルクであるとか、そういったようなものを輸出していくときに、食の安全をめぐるグローバルなある種の枠組み、例えばそれはGAPといえます。これは、グッド・アグリカルチュラル・プラクティスでGAPですね。そして、その世界的なものとしてグローバルGAPというのがございまして。

それから、HACCPというのもございまして。これは、ハザード・アナリシス・アンド・クリティカル・コントロール・ポイント、まさに食品の製造から加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある汚染の危害、これをあらかじめ分析するということもございまして。このHACCPにもグローバルHACCPというのがございまして。

このように、GAPとかHACCPのグローバルな規格を日本の農業生産物が獲得していくということが非常に重要なんでね。

そこで、ぜひその部分に予算的手当をしていただいて、日本の農家がグローバルGAPでありますとかグローバルHACCPを悠々ととって、そして、世界の農産物市場にチャレンジをしていくというふうな、そういう環境をぜひおつくりいただければ、まさにウイン・ウインの関係がつくれるんだらう、こういうふうにご考える次第でございます。

○あべ委員 ありがとうございます。

そうした中であって、私は、食の安全に関しまして、また安心に関しまして、本当に、フード・ディフェンスの今村先生からも御指導いただきまして、この科学的根拠を含めたりリスク評価また管理、コミュニケーションが重要だと思っております。

そうした中であって、やはり食の安全、安心、国民にとっては一番関心のあるところでございます。国内体制をどのように進めていくのか、さらにどう進化させていくのかということが私は重要であるというふうに思っております。

今村先生に、これをさらに進めていくために、今の体制も十分にしておりますが、必要なことがあるとすれば、ひとつ御見解をお伺いしたいと思います。

○今村参考人 御質問ありがとうございます。

食品の安全性は、国民の関心が高まっております。ただ、実際に国民の皆さんからこれをやってくださいということを受ける立場としては、今の人数や今の研究者の体制では全然足りないという状況があります。ニーズや関心の高まりに伴う人の体制や研究体制の確保ということをやっているか、限られた人数でやることには物理的な限界があつて、私も力の限りは頑張りたいと思うんですけれども、やはり限界がありますので、そういう面からの補強というのは重要であるというふうに考えております。

○あべ委員 先生がおっしゃるとおり、今、大学

改革も進んでいく中、なかなか基礎研究も含めた研究予算がしっかりととれないところは私どもも課題だと思っております。しかしながら、今回のTPPにあわせまして、私は、食の安全、安心にしましては、しっかりと国民がわかりやすくなつていく必要の研究がなされることも重要だと思っております。

また、そうした中、やはり国会においては、このTPP、どうなるんだろうかという不安を国民が持っている中、透明性の高い議論をしっかりと進めていくということが私は重要課題だと思っております。どのように説明していくのか、透明性をどのように高めていくのかということは国会の議論あつてこそだと思っております。

そうした中であつて、また渡邊先生に、この戦略的な意義、自由で開放的な貿易戦略としてのTPPの意義、食品の安全、安心にしまして、関連いたします。最後に聞きたいというふうに思います。

○渡邊参考人 どうもありがとうございます。まさに、私は、TPPというのは日本の農業が大きく変わるチャンスになつたと思つています。もう既に、いろいろなところへ行きまして農業の関係者とお会いしますと、彼らのマインドセットが大分変わつてきました。そして、私は、行けば行くほどその確信を得ております。

ですから、TPPというのは、実は、日本の農業を崩壊させたり、あるいは日本の農業をおとしめるものではなくて、むしろTPPを一つのプラットフォームとして、日本の国内だけでは消費者もどんどん減つてまいります。今、日本とオーストラリアの、日豪のEPAを使って、海外から日本の例えば乳製品市場にも熱い視線が送られていて、そして、日本製のミルクを使ったものを今度オーストラリアやニュージーランドの会社を使って中国へ売っていくといったような、非常にダイナミックな展開が起ころうとしております。

ぜひ、このTPPの関連法案を通していただきまして、日本の将来の農業の発展のために前向き

の姿勢で国会で御議論いただければなと心から願う次第でございます。

ありがとうございます。

○あべ委員 日本の農業は、地方にとつては、地域にとつては重要なものがございます。そうした中、人口減少時代を迎え、各国が保護主義になつていく中、日本の経済がどこへ行くのか、日本の農業がどこへ行くのか、それをしっかりと不安を払拭していく形で私どもは国会の中で生産的の議論していく、これこそが私ども委員会の役割であると思っております。

本日はありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、岡本三成君。

○岡本(三)委員 おはようございます。公明党の本日は、今村先生、渡邊先生、貴重な御意見ありがとうございます。

まず、渡邊先生に質問させていただきます。

私、このTPPの委員会、さきの通常国会も含めましてずっと携わっておりますけれども、議論の中身が国民の皆様への説明に対してはちよつとアンバランスじゃないかと思つてるところがあるんです。それは何かというと、TPPの全体像に必ずしも十分な議論が及ばず、その一部を占めている業界の話に余りにも大きな時間が割かれていくんじゃないかという懸念なんです。

例えば、自動車業界、自動車部品、これは非常に収益が上がりそうだし、けれども、国民の全員が自動車部品業界や輸出産業に携わっているわけではありませぬ。農業を守らなければいけないし、一部は攻めなければいけないですが、全員農業に携わっているわけではありませぬ。その意味で、普通の一般の国民の方にとつてどういうメリット、デメリットがTPPであるかというものが非常に重要だと思つてます。

普通の感覚でいいますと、どの業界で勤めている方も消費者です。消費者としてどういうメリットがあるか、デメリットがあるか考えたときに、購入の選択肢がふえるというのが、私は、多

くの国民にとつての最大のメリットだというふう

に思つています。

例えば、ある方は、安全でおいしい国産の和牛が食べたいという方もいらっしゃるけれど、いやいや、おなかいっぱい子供に食べさせたいから、若干品質は下がるかもしれないけれども、輸入の牛肉の方を選択する方がいらっしゃるかもしれない。

今回、この関税撤廃によつて、例えば牛肉や豚肉の関税が最終的になくなりまして、牛肉では、そのままその関税分が価格に反映されますと、百グラム約二十円安くなります。豚肉ですと、百グラム四十円安くなります。それを買うかどうかは別にして、消費者の選択肢がふえるということこそがTPPの日本国民全体にとつてのメリットだというふうに考えていますが、先生、どのようにお感じでしょうか。

○渡邊参考人 岡本先生、どうも御質問ありがとうございます。先生のおっしゃるとおりだと思います。

実は、自由貿易というのはなかなか厄介ですね。つまり、自由貿易のメリットというのは、国民の幅広い層に、薄く、GDPの何%上がるかといったような形で示されます。何兆円の効果があるといっても、それは非常に薄い。ところが、痛みを感じられるところは、非常にシャープに痛みを感じられる。このアンバランスです、これがなかなか難しい。

ですから、まさにTPPについて、一般の方々が、何がメリットがあるんだとなかなか実感しづらいということがあつた。そんな中で、先生もおっしゃられたように、選択肢をふやしてあげる、これが非常に大きなことだと思つてます。

私ども、学生とつき合うことは、もちろん毎日つき合つていられるわけですが、自分の学生時代と比べますと、随分学生の食生活が豊かになつたと思つてます。

例えば、私も、自分が昭和五十年代、大学生あるいは大学院生をやつておりましたときに、焼き肉屋に行くなんていうことはほとんどありませんでした。ところが、最近の学生たちは、平気で、先生、焼き肉に行きましようと言います。ええ、そんなお金があるのかと。要するに、学生でも焼き肉屋に行けるような価格にまでおりましたということだろうと思つてます。学食でいいますと、カレーライスなんかにしても、昔は本当に肉片を探るのが大変でしたが、今ではちゃんと入つております。

そういうふうにご考えていきますと、やはり先生が言われたように、彼らも将来、サラリーマンになり、成功していけば、違うタイプの焼き肉が食べられるかもしれない。そういうふうには、購入の選択肢が広がるといふのは大変大きなことだろうと思つてます。

ありがとうございます。

○岡本(三)委員 先生、ありがとうございます。例えば、全体のマクロでもう一度確認をいたしますと、政府試算ですとGDPの二・六%、世界銀行の試算でも二・七%、約十四兆円のメリットがあると言われているんですが、これを国民一人頭で割りますと、一人十一万円なんです。大きな金額です。

もちろん、その十一万円が全部、例えば消費者としての選択肢で得られるわけではなくて、ある業界に大きな利益が落ちたものも含めてあるわけですから、それが回り回つて日本の経済を動かすということを考えれば、国民一人当たりでいうと十一兆円のメリットがあつて、それは実は、十四兆円という規模といえ、今回のTPP参加国の中で最大の恩恵を受ける国が日本というように政府も国際機関も試算をしているというのが非常に重要なポイントだと思つてます。

その中で、あえてきょうは食の安全ということがフォーカスをされておりますので、次は、今村先生にお伺いをしたいと思います。

私、よく農業を守るといふ議論をこの委員会の中でもされていられるんですけども、果たして、これは自公政権の歴史も含めまして、農業を守れ

できたんだろうかという問題意識があります。先ほどブルグアイ・ラウンドの話がありましたけれども、例えば、一九九四年ぐらい、大規模に農産品が輸出入をされるようになってこの二十年間、農業を守るという名目で約八十兆円の予算をここに日本はつけているんですね。大変な金額です。

多分、その毎年毎年の政策の中では、これが農業を守っているんだ、そういう気持ちでやってきたと思うんですが、では、振り返ってみて本当に守れたかというところ、もしかしたら、そのときに農業に従事されていた方の生活を数年は守れたかもしれないけれども、中長期的な目で振り返ると、ほとんど守れていなかったのではないかと総括できるんじゃないかと思っております。

例えば、二十年間の数字をとりますと、農業の総産出額、二十年前は全体で約十二兆円です。一昨年は八・四兆円、マイナス二六％。耕作の面積を守ろうとよく言われます。二十年前、五百八万ヘクタール、一昨年、四百五十万ヘクタール、マイナス一％。農家で働いている方にしっかりとした所得を取ってほしいと皆さん言います。全体の農家所得、二十年前、五・一兆円、一昨年は二・八兆円、マイナス四四％。全く守れておりません。働いている方の基幹的農業従事者、二十年前、二百六十三万人、一昨年は百六十八万人、マイナス三六％。もうからない業界ですから、新しい人はやはり入ってこないですね。

ですから、要は、変わらなければ、T P Pがあるのかかわらず、今までと同じようなことでは、ことし、来年は守れるかもしれないけれども、五年後、十年後には守れなかったというふうな総括にならないような攻めの農業に変えていかなければいけないというのが、今回のT P Pの大きなポイントだと思います。

その上で、先ほど渡邊先生がグローバルG A Pに言及をいただきましたが、この件についてぜひ今村先生にも教えていただきたいんですけれども、G A P、グッド・アグリカルチュラ・プラ

クティス、よい農業生産物の基準みたいなことなんでしょうか、世界の農業市場で農業生産者の中ではスタンダードになっているように聞いています。

特に、ロンドン・オリンピックのときは、オリンピックの競技会場の中で提供される食料品はグローバルG A Pを取得していなければ購入されなかったというところから、もともとヨーロッパで発祥していますけれども、アジアの農業生産法人の一〇％もこのグローバルG A Pを取得していますし、日本でも最近話題になっておりまして、ただ、日本でグローバルG A Pを取得しているのは全経営体の〇・一五％だそうです。ほとんどまだ何も手つかずなんです。

このような国際認証が今後、攻めの農業に対してどういう影響を持っているかということをお伺いしたいんですが、例えばこのグローバルG A Pについて言うと、目的は食の安全と持続可能な生産管理、この持続可能というのがキーワードみたいなんですね。

三つポイントがあって、食の安全性は、ただ単に例えば農業の基準を第三者がチェックするだけではなくて、その基準以下であるプロセスを確認しながら最終的な安心感も醸成するということが二つ目は環境の保全で、農薬でいうと、その使った農薬を例えば川や海に流して環境をどのように汚染しているかというポイント。三つ目はそこで働いている労働者の方の安全の確保で、要は、農業というものが継続的に持続できるようにどこまで第三者の目でしっかりとチェックをしながら、その方々をより農業生産の中心に置いていて、五年後も十年後も百年後も安定的な農業経営ができるような指針となる、非常に先進的な取り組みだと思っております。

先ほど渡邊先生から、大変重要なポイントなので国で予算の手当てもお願いしたいというふうなアドバイスもいただきました。これは、認証をとるには大体一年から二年かかって、数百万円から一千万円ぐらいかかるそうです。

ですから、その予算的な手当ては重要だと思うんですが、多くの農業者の方に認識されていない、政治家の中でももしかしたら存在自体を認識していない方がいるかもしれないんですけれども、今村先生に、このグローバルG A P、またH A C C Pも含めまして、国際認証をどういうふうな日本の攻めの農業に取り込んでいくかということにつきまして御所見を伺えればと思います。

○今村参考人 御質問ありがとうございます。今御説明いただきましたG A Pは私も大変関心を持っておりまして、農業の現場でのG A Pが広がれば、食品の安全の分野でも大変役立つものであるというふうに考えております。

G A Pの本質を考えてみますと、基本的に人間はエラーをする生き物ですので、そのエラーをいかになくすかということを系統立ててブロックしていくというものであります。これは全くH A C C Pの方でも同じ考えでございまして、このH A C C PとG A Pをいかにつなげていくかということが今後国際認証を続けていく中でも重要であるというふうな思いです。

今、I S OやH A C C Pやさまざまな国際基準があるんですけれども、特に食品の安全の分野で考えますと、まだこれを使えばいいというものがあるというわけではございません。今一番力を持っているのはI S Oの22000シリーズでありますけれども、ではそれとG A Pがつながっているかというところ、まだ十分につなげられている状況にはありません。同じ思想で工程管理をしようというものにもかわらず、まだ十分につなげていないという状況であります。

日本でも、食品安全の世界ではH A C C Pを導入しようとしていますが、農業でもG A Pを入れようとしていますけれども、ではこの二つはつながっているんですかというところ、まだまだつながっていないという状況であります。個別にH A C C PもG A Pも入れていく努力をするべきだと思いますが、これをつないでいく努力ということも必要だと思います。

これは国際機関においてもまだまだつながっていないという状況でありまして、これをつないだような、フードチェーン全体に関する国際基準のようなものができていけば、少なくとも二つの基準が調和がしっかりとれたものになっていけばよいのかなというふうな考えております。

以上です。

○岡本(三)委員 ありがとうございます。次に、両先生にお伺いをしたいと思います。攻めの農業と言葉で言っていますけれども、私たちがやらなければいけない多くの施策の中で、その中心的なものというのは、人材育成に對してどのような機会を提供できるかということなんだと思うんです。

例えば日本の場合に、いろいろな事業法人がある中で、農家だけが経営者と労働者と資本家と同じ人がやっている。農家の方が自分でお金を出して、そして自分で生産をして、自分で販売のチャネルまで探しながら乗せていくようなことというのは、やはり人間は得意、得意がありますので、分業ができるような体制をつくっていくのも重要じゃないかなと思っております。

もっと言うと、農業というものを教える大学はたくさんあると思うんですけれども、農業経営を教えるような学術機関というのはまだまだ少ないんじゃないかなというふうな思っています。

例えば、生産は得意だけれども、天候が悪くなったときに、売れなくなってしまうときのそういうリスクはとりたくないという農家の方がいいと思うんです。いろいろな販売をするのは得意だけれども、生産自体の技術はないという方もいいと思うんです。そういう方が、組織の中で、ある経営者を中心にその経営体としての収益を上げて、それぞれの役割の方が農業というものに携わる中で、得意分野でしっかりとした所得を上げていくということが重要ではないかなと思っております。

日本のターゲットにする国だというふうに思っているんです。

オランダは、国土でいうと日本の九分の一、人口が八分の一、耕地面積は日本の約四割なんですけれども、輸出額でいうと世界第二位。ちなみに、日本は第五十五位です。

何が一番違うかというところ、二つありまして、一つは、農業経営に対しての学術機関がしっかりして、そこで学んだ学生というのは、農業の生産の知識だけではなくて、経営、それこそマーケティングであったり資金調達であったり組織運営であったりということに関してしっかりと知見を得るような機会を提供されているのと、もう一つは、ITと農業のフィットがすごくいいので、どのようにITを活用して生産性を高めて所得を上げていくかということに対して徹底した教育がなされているんです。

このオランダのみならず、世界にはそういう農業経営を主に教えているような学術機関がたくさんあるんですが、日本にはまだその数が少ないという現状を考えたときに、それぞれ大学で学生の皆さんに教鞭をとっていらっしゃる両先生方はどういうふうな思っているんでしょう、政治の役割または行政の役割、どういう形で、学生にどういう分野の教育を提供することが重要かということをお見聞を伺えればと思います。

○今村参考人 御質問ありがとうございます。

農業人材の育成ということで、私が日本の農業を見るに、先生御指摘のとおり、個人経営の方が多々ございまして、先ほど御質問いただきましたGAPの考え方は、集団で品質を管理していくために必要な手法でございまして、個人がGAPを使って管理すると大変面倒で、面倒な割に効果が少ないというデメリットがございまして。

では、何でGAPが世界でこれだけ脚光を浴びているかというところ、やはり、ほかの国は大規模な、集団としての農業をやっております、その分業をいかに効率的に進めていくか、安全に進めていくかという観点から、どうしても工程管理が

必要になってきているという状況だと思います。その点、日本では、まだまだ集団で農業をするというところに至っていません、集団で農業をやっているところからこそ品質管理ができるという手法は確立されているんですけれども、集団そのものが存在しないために、その手法が十分に生かされていないという状況があると思います。

ただ、食品の安全の分野から見ても、食品企業は、たくさん資本と人材を持っていて、農業をやるような環境にあるので、私からは、大規模な農家が出てきて、そこが品質管理をしていくと、日本の品質基準も安全基準も随分上がっていくというふうな思います。

その意味では、日本の教育機関は、まだまだ集団としての農業に対してのアプローチは弱いところがありまして、そういったところは、食品安全とあわせて、農業の現場で組織として農業を行うということをもっと学べるような機会があった方がよいというふうな考えております。

○渡邊参考人 どうも御質問ありがとうございます。

私は、先ほど申し上げましたように、二〇〇三年、二〇〇四年と、メキシコとのEPA交渉に首席交渉官で携わることができました。二〇〇三年九月でございしますが、カンクンというところで交渉合合をやりました。そのときに、日本側の養豚業者の皆様とメキシコの養豚業者の皆様と御対面をやってみたんです。何かのダイアログがでないかと思つたわけです。

そのときに、メキシコ側の養豚業者の皆さんは、大体みんながMBA、経営学修士を持っていたり、あるいは、アメリカのどこそこの大学で農業経済学で博士を持っているというような自己紹介が続くんですね。日本側は、皆さん、侍のいであちで、そして鉢巻きをして、日・メキシコEPA絶対反対、豚肉絶対反対、こう書いてある。ですから、議論が全然かみ合わなかったのを思い出します。今、先生のお話を聞いていて思い出した

んですけれども。ですから、日本も、知的な農業といましようか、あるいは知識集約型農業、これがやはり非常に重要だろうと思つています。これからは、農業をやっている方たちも、そういう農業経営を教えるような大学へ行つて勉強するというのが一つかなと思つています。

しかし、何よりも重要なのは、やはり農業がもつかる産業になるということが重要だろうと思つています。

例えば、長野県の葉物野菜をつくつていらつしやるある村、ここなんかは、一人当たりの収入が、税控除前ですけれども、二千五百万円ぐらいある。北海道の方の農家を訪ねますと、子供たちにおい、誰がうちの農家を継いでくれるかと言つたら、三人いる子供たちがみんな、僕がやる、私がやる手を挙げたそうです。それは、大卒ぐらいの年齢で、大体一人当たり一千三百万の手取り収入があり得るからなんです。

ですから、そういう農業が少しずつ日本の中で展開しているということ、これがやはり重要だろうと思つています。そして、そういう方々の農業に対する取り組みを共有するような学校があつて、そしてそこでそのノウハウなどを教えていく、そういう取り組みが重要なことというふうに考える次第でございまして。

○岡本(三)委員 ありがとうございます。

農業は、もちろん経済性だけでは判断できずに、地域の文化であったり環境で判断できないといけないことはよくわかつていますけれども、ただ一方で、攻めの農業というのが、農業に従事する方というのは別に社会貢献でやっているわけではないわけですから、五年後、十年後に若者がもうかるから農業に従事するんだという方々がふえるような政策をしっかりとつてまいりたいと思つていますので、きょうの先生方の御意見を参考にさせていただきます。本日はありがとうございます。

○塩谷委員長 次に、松浪健太君。

○松浪委員 日本維新の会の松浪健太であります。

冒頭お二人の先生方に、本当にこの参考人質疑というのは先生方にお越しをいただく最も大事な会でありまして、私の方も国会議員を十年以上やっているのですけれども、片肺と我々の世界で言いますけれども、我々以外の野党が出席をしていない御無礼、また冒頭、大変見苦しいパフォーマンスをお見せして、もう本当に出ないなら来なさいやいんですけれども、おつき合いをいただきましたこと、心よりおわびを申し上げる次第であります。

さて、私も、先般の総括質疑の際に食の安全の問題を集中的に取り上げさせていただきました、前回は農業だったんですが、今回は食の安全ということ、大変意義深い大切なテーマをいただいたと思つております。

食への影響、生活への影響、本当にわかりません。前回の質疑では、目に見えるところでは、日本人の体もどんどん変わつております、私の娘が、身長は私より低いけれども足は私より長いという例をもつて、大変人間の体の変容というのは速いものだと。

また、厚生労働省は今公式には認めておりませんが、厚いものでも、いわゆる精子の数が半減しているというふうな説も長年報道されているわけでありまして、なかなかこうした、恐らく、我々の体への影響というのは大変複雑な、複雑系のもので、一つのものだけでそれを言えるということではない。ここにまさに、今村先生がおっしゃつた、全ての食品にはリスクがある、これは大変わかりやすい表現で、よく薬の議論をするときには全ての薬にはリスクがあるとつていっているんですが、我々は、食品は本当に安全なものだと思つているわけでありまして、この食品のリスクというのが、心配が、これからどんどんと国民の間で高まってこようと思つています。

前回は、私は、ですから、肥育飼料のラクトバミン等の問題、それから肥育ホルモンの問題、さらには乳量を多くする牛ソマトロピン、BSTの問題、さらには大豆の遺伝子組み換えといったものを取り上げさせていただいて、いずれも、日本国内ではつくることがない、許可をされているものも実質上使えないもの、または、アメリカではつくられて、特にソマトロピンは、もう釈迦に説法になりませうけれども、カナダやオーストラリアですら使われないものが入っている。

こうした場合、まず、今村先生が詳しいコーデックスの話が先ほど出てまいりました。このコーデックスでもこうした残留基準というのが、今ネットで調べると、六十五回のコーデックス連絡協議会が平成二十七年九月四日、厚労省、農林水産省で出ていますけれども、こうしたところでも、不満の声、不安の声というのは取り上げられていまして、当然だと思っただけです。

特に、これは科学的といえながら、コーデックスでは、たしか賛成六十九対反対六十七という非常に僅差で決まっている。科学がこんな多数決でやる。私は、まさに一対一というのは政治的理論であって、本当の安全性というのは、たとえ一対九十九でも一が正しいことはあると思っただけけれども、国際的に、本当に唯一全世界に通じる規格であるコーデックスが六十九対六十七とかこうした僅差で決まること、これは本当に科学的と言えるのかどうかをまず伺いたいと思います。今村先生、お願いします。

○今村参考人 御質問ありがとうございます。科学の本質に迫る質問をいただきました、ありがとうございます。

なかなかお答えが難しいところですが、科学的かどうかという意味で見たら、私は科学の一部であるというふうに考えております。

実際、自分が科学者としてさまざまな研究をやっていく中で、最初、新しい発見をしますと、少数派になるわけですね。その少数派の中で合意形成をしていって、多数派を占めた時点で真実に

なるというふうな経過がありまして、どこかで過半数を超えるところが科学であります。

ただ、食品は、先ほど申しましたように、科学的には非常に難しいところだとして、全てが新しい発見で解決するわけではありませんが、多数派の方が入れかわったりするというのが今の現状であります。国際的に見ても、国で見たらどちらが多数派かということはあるわけですが、それを各国で見たとときには僅差になるということもよくございまして、こういう現象も科学の一部であって、これを克服していかなければいけないところが食品の安全の難しいところだということも考えております。

○松浪委員 多数派で入れかわってもいいんですけれども、例えばこういうコーデックスの決め方というのが、過半数じゃなくて、国会でも憲法改正とかこういうものは三分の二なんですけれども、実際は私はリスクについては抑制的であるべきだと思っただけで、こういうルールも実は三分の二とかの方がいいんじゃないですか。簡潔にお願いします。

○今村参考人 私も国際機関、何回か議論に参加させていただいて、基本的には過半数でない場合意がとれないという国際機関がほとんどです。で、コーデックスもそれに倣わざるを得ないのかなというふうに思います。

○松浪委員 過半数で決められているようでは、やはりなかなか食の安心感というの出ないのも当然かなというふうには思っています。

○今村参考人 御質問ありがとうございます。科学の本質に迫る質問をいただきました、ありがとうございます。

なかなかお答えが難しいところですが、科学的かどうかという意味で見たら、私は科学の一部であるというふうに考えております。

実際、自分が科学者としてさまざまな研究をやっていく中で、最初、新しい発見をしますと、少数派になるわけですね。その少数派の中で合意形成をしていって、多数派を占めた時点で真実に

なるというふうな経過がありまして、どこかで過半数を超えるところが科学であります。

ただ、食品は、先ほど申しましたように、科学的には非常に難しいところだとして、全てが新しい発見で解決するわけではありませんが、多数派の方が入れかわったりするというのが今の現状であります。国際的に見ても、国で見たらどちらが多数派かということはあるわけですが、それを各国で見たとときには僅差になるということもよくございまして、こういう現象も科学の一部であって、これを克服していかなければいけないところが食品の安全の難しいところだということも考えております。

○松浪委員 多数派で入れかわってもいいんですけれども、例えばこういうコーデックスの決め方というのが、過半数じゃなくて、国会でも憲法改正とかこういうものは三分の二なんですけれども、実際は私はリスクについては抑制的であるべきだと思っただけで、こういうルールも実は三分の二とかの方がいいんじゃないですか。簡潔にお願いします。

○今村参考人 私も国際機関、何回か議論に参加させていただいて、基本的には過半数でない場合意がとれないという国際機関がほとんどです。で、コーデックスもそれに倣わざるを得ないのかなというふうに思います。

○松浪委員 過半数で決められているようでは、やはりなかなか食の安心感というの出ないのも当然かなというふうには思っています。

○今村参考人 御質問ありがとうございます。科学の本質に迫る質問をいただきました、ありがとうございます。

なかなかお答えが難しいところですが、科学的かどうかという意味で見たら、私は科学の一部であるというふうに考えております。

実際、自分が科学者としてさまざまな研究をやっていく中で、最初、新しい発見をしますと、少数派になるわけですね。その少数派の中で合意形成をしていって、多数派を占めた時点で真実に

は、特に八割なので、それが必ず入っているわけですから、EUのように流通からの基準で入れてもいいんじゃないでしょうか。

○今村参考人 EUの基準について、私から見ても非常に不可解な、厳しい基準がたくさんあって、EUの担当者とも何回も話したことがあります。その中で、EUも、厳しい基準をつくってしまつて苦労している、検知方法の確立にすごく苦労しているというお話は何もありません。

○松浪委員 次の問題はお二方に伺いますけれども、先生、今、EUの基準は不可解だと思っただけで、私にはEUの住民だと思っただけです。

それは、結局、WTOでいろいろな問題があっても、こうした基準があることによつて、オーストラリアもアメリカも、先ほどのBST、肥育ホルモンとか、あと、飼料であるラクトバミン等を使用した、ホルモンがこれだけ攪乱されていて、冒頭申し上げたように、人間の精子すら減少しているんじゃないかというぐらいたまざままホルモンに囲まれている中で、ホルモンフリーを輸出しなければならぬという特別プログラムをEUではアメリカやオーストラリアと組んでいるわけですね。

私は、日本も実はこういうものをTPPの中にも組めるぐらいの方が、国民はしっかりと安心するし、これこそ、先生おっしゃった、リスクは見えないわけですから、リスクの低減というのには資するものだと思います。

こうした特別プログラムを私は組むべきだと思っただけで、今村先生にはお考えを、そして

渡邊先生には、こうした特別プログラムが日本はT P P下で組めるのかどうかということをまず伺いたいと思います。

○今村参考人 こういうラクトバミンや肥育ホルモンといった問題は非常に不安をかき立てるものなので、私個人がこれを好きというわけではないんですけれども、でも、リスクという観点から見ると、どれだけリスクがあるかというのは、現在の科学でわかる範囲でしかわからないというのが現状だと思います。

例えば、ホルモンであれば、女性ホルモンが、エストロゲンが代表的なわけですが、大豆の中にはイソフラボンという非常にエストロゲン作用の強いものがあります。私の目から見ると、例えば豆腐の中に含まれるエストロゲン作用というのはなかなか強烈なものでありまして、それと残留してくるような肥育ホルモンなんかの量では、比べ物にならないくらい大量の女性ホルモンを我々はとっている。

ですので、リスクだけの観点でいうと、食べ物の中で日本人は物すごくたくさん女性ホルモンをとっている国ですので、リスクのふえ方は、ヨーロッパの国々から比べると、ふえ方としては少ないのかなというふうに思います。

ですので、ヨーロッパの国がふえる度合いが大きいということを考えれば、向こうではそれを防ぐべきだというふうに考えるんでしょうし、日本ではもともとたくさんとっていて余り影響がないと国民が思っているんだつたら、そんなに強くやらなくてもいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○渡邊参考人 S P Sの関係でいいますと、食の安全、安心の問題、もうウルグアイ・ラウンドのころから長く議論をしてきているのは先生も御案内のとおりでございます。

S P Sの第五条には予防原則という一項がございます。E Uは予防原則を非常に厳しく考えております。ですから、国民に対する安心を提供す

るといふ観点から、この予防原則を比較的幅を持たせて解釈しています。それに対して、アメリカあるいは新大陸の方の国は、比較的この予防原則を厳しく精査する。科学的根拠をちゃんと出さないと、予防原則だけでは制限できないというようにことを言っております。

他方、もう一つのそういう基準認証に関する協定でありますT B T、技術的な貿易の障壁の方では、強制規格等の策定については、情報開示あるいは要望の提出といったようなことについて、しっかりと透明性を確保し、しっかりと説明をするようにということが言われているわけでございます。

この両方を考えますと、恐らく、先生がおっしゃられた特別プログラムのようなものは、日本におきまして、それを制定することは可能だろうと思っております。つまり、そこではちゃんと科学的な証拠というものが示され、しかも、T B T協定、T B Tのチャプターに従って、情報開示とかあるいは要望の提出というようなことがきちっと許される、パブリックコメントみたいなことも含めて、議論が開かれた形で行われるということが担保されれば可能だろう、そういうふう

に考えております。

以上です。

○松浪委員 両先生、ありがとうございます。

先ほど薬の問題に触れましたけれども、海外では、例えばワクチンなんかをつくっていても、ちよつとした細かいちりみいたいものは不問に付されるんですけども、日本の場合、何だこれはということで大変な問題になる。これは明らかに日本人の細やかな文化、例えば製薬、薬をつくるにしても、その部材に吹く吹きかけ方とかでも、海外だと多少むらがあってもいいけれども、日本は本当に精緻にやるといふぐらい精緻な国民性なので、私はそこが日本人が非常に受け入れられないのも自然だと思ふんです。

すけれども、向こうはリボルビングドアなので、天上がって天下る。特にこのソマトトロピンの場合は、たしか記憶によると、F D Aでこれを承認した担当者が、元某社にいらつしやつて、そしてこのソマトトロピンを出している某社からF D Aに行つて、その担当者がこれは安全だと言つて、そして今度はやめたら天下るといふ、一粒で二度おいしいみたいなことをやっているような現状。これがアメリカでもよく知られているので、向こうでもオーガニックな製品が、オーガニックなものが出てくると、食も、向こうもノンホルモンはプレミアム肉になつていきますから、食の格差を広げてしまふ。お金のいる者が健康なものを食べて、では貧しい者はホルモンフリーを食えませぬよみたいなことにもなりかねないと思つて、その辺が日本に特に合わない問題だといふふう

に思つておられます。

○今村参考人 こういった審査に携わる者が天下りや天上りといったようなことは望ましくないと思ひます。ただ、現状として、この審査をするための人間が不足してしまつて、どうしても限られた人数で回しているという状況があつて、私もたくさん委員に入られてしまつて、もうこれ以上回らないという状況が続いております。

ですので、こういったことの人材育成がまずは大変重要であるといふふうに考えます。

○松浪委員 ありがとうございます。私、日本のことを言つたんじゃないやなくて、アメリカのことを言つておられますので、伺いたいと思つて。次は渡邊先生に伺いたいんですけれども、我々、食の安全保障といつても自給率の問題がぐらいいなんでしょうけれども、どちらかというとアメリカなんかでは、これはもはや安全保障、武器だ、食料は武器だなんという言い方をされるわけでありまして、日本においては、やはり我々、

平和ほけしているせいとか、これが戦略物資だといふ感覚が非常に少ないと思ふんです。

○渡邊参考人 松浪先生、どうもありがとうございます。食の安全といふのはなかなか大事ですが、食料安保も非常に重要だと思います。いわゆるフードセキュリティ。大事なことは、恐らく、フードセキュリティを総合的な安全保障から切り離さないことが重要だろうといふふうに思います。

特に日本の農業、随分石油を使う農業です。ですから、石油がそもそも、インド洋を渡つて、あるいはマラッカ海峡を通つて日本に來なくなるようなそういう状況、つまり、安全保障上の危機が到來したときには、日本の農業もそもそも息の根をとめられてしまふ可能性があるわけですね。

ですから、食料安保だけを総合安保から切り離してやるという議論は余り意味がないといふふうに考えております。

ですから、そういう中で考えますと、全体の安保体制の中で食の安保をどう確保していくか。そういうことからいいますと、恐らく供給源を多角化するといふことが多分重要だろうと思ひます。

ですから、B S Eの問題が起つたらアメリカから牛肉が入つてこないといふようなこと、そういうことも考えて、オーストラリアやニュージーランドといつたようなところを供給源としておくといふようなこともございます。豚肉でも、アメリカ、カナダ、そしてデンマーク、メキシコといつたように、供給先は相当多様化して思ひます。ですから、そういうことが多分重要だろうと思ひます。

例えば、日本の場合、畜産のために、ほとんど関税ゼロで飼料用穀物を輸入しておりますが、これなどにつきましても、ブラジルとかアルゼンチ

んと、相当遠いところですからけれども、日本から見て地球の裏側の、そういったような国々まで広げて供給源を多角化しておくということは、とても重要だろうと思います。

特に、今、中国で、中華料理というと、大体ポーク、豚肉を使うことが多かったんですが、最近中国へ行きますと、先生方も多分お気づきだと思いますが、牛肉料理、それも相当質のいい牛肉料理を出すようになってきていますね。

そうしますと、一キロの豚肉をつくるのに、大体四キロの飼料用穀物が要ります。一キロのビーフをつくるのに、七キロの飼料用穀物が要ります。この状況で、十三億と言われる中国の人口の豊かな層がどんどん牛肉にシフトしていきますと、飼料用穀物が足らなくなってしまうですね。

ですから、そういうことを考えますと、食の安全ということ、あるいは食の安保ということを含めた安保の中で考えていくということが極めて重要だということが、多分、我々はわかってくるのではないかなと思う次第です。

ありがとうございます。

○松浪委員 両先生、ありがとうございます。私個人としては、やはり人間も牛肉もドーピングはしない方がいいし、いわんや遺伝子なんかを人間なんか組み換えられないんですから、除草剤をぶっかけてもいような大豆なんというのは、つくること自体、神への冒瀆だとは思いますが、でも、こうした価値観を我々はしっかりと日本の安全保障に組み込んでいくことが大事だと思います。

ありがとうございます。

○塩谷委員長 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。(拍手)

この際、御報告申し上げます。

予定しておりました昨二十四日の委員派遣につきましては、明二十六日に行うことといたしますので、御了承願います。

この際、休憩いたします。

午前十時三十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

平成二十八年十一月十一日印刷

平成二十八年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇